

道路占用許可申請手続きのご案内

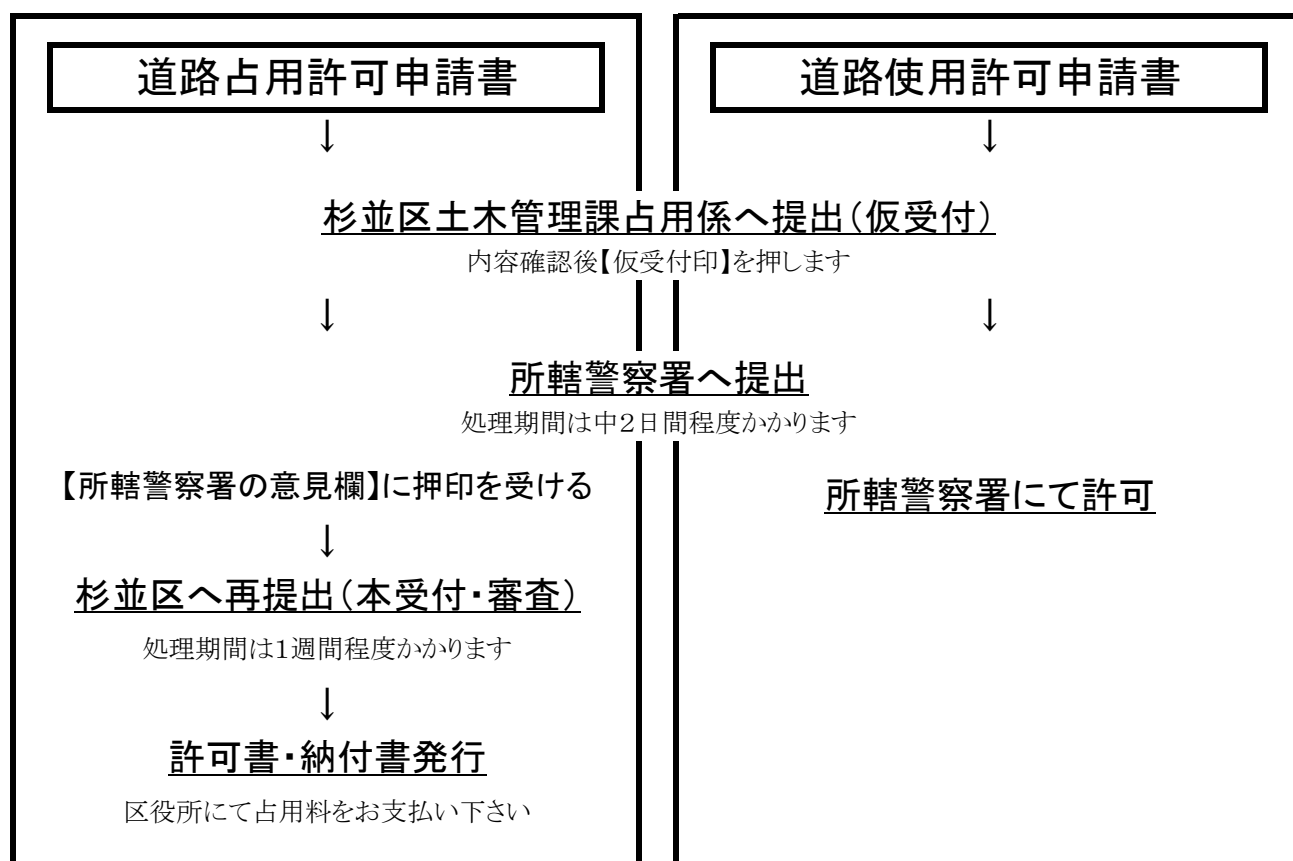
《足場・仮囲い・朝顔》



『道路占用許可申請について』

- 杉並区が管理する道路に足場・仮囲い・朝顔(落下物防護用施設)等を設置する場合は、□杉並区の道路占用許可と所轄警察署の道路使用許可が必要です。
- 道路占用は、敷地に余裕がないなど、やむを得ない場合に認められます。
- 占用物件の出幅等は、許可基準内でかつ必要最小限であることが必要です。
- 占用物件・期間に応じて占用料がかかります。
- 道路使用許可申請の記載内容及び添付書類については、所轄警察署にお問い合わせ下さい。
- 都道の場合は東京都第三建設事務所(03-3387-5104)、国道の場合は東京国道事務所代々木出張所(03-3374-9451)にお問い合わせ下さい。

『申請手続きの流れ』



※許可までの期間は、仮受付から2週間程度です。

『占用料』

(令和7年4月1日現在)

占用物件	単価(年額)
足場・仮囲い	24,600円/㎡
朝 顔	10,300円/㎡

※占用面積は小数点以下を切り上げて計算します。

※占用料は月割計算になります。

『設置基準』

【足場・仮囲い】



車道に設置する場合		歩道に設置する場合	
ガードパイプ・電柱等が「ない」場合	ガードパイプ・電柱等が「ある」場合	植栽等が「ない」場合	植栽等が「ある」場合
民地 車道	民地 車道	民地 歩道 車道	民地 歩道 車道
出幅:1m以下で道路幅員の8分の1以下	出幅:1m以下で有効幅員の8分の1以下	出幅:1m以下で歩道幅員の3分の1以下	出幅:1m以下で有効幅員の3分の1以下

※ガードパイプの内側に設置する際は歩道扱いです。

【掛け出足場・朝顔(落下物防護用施設)】

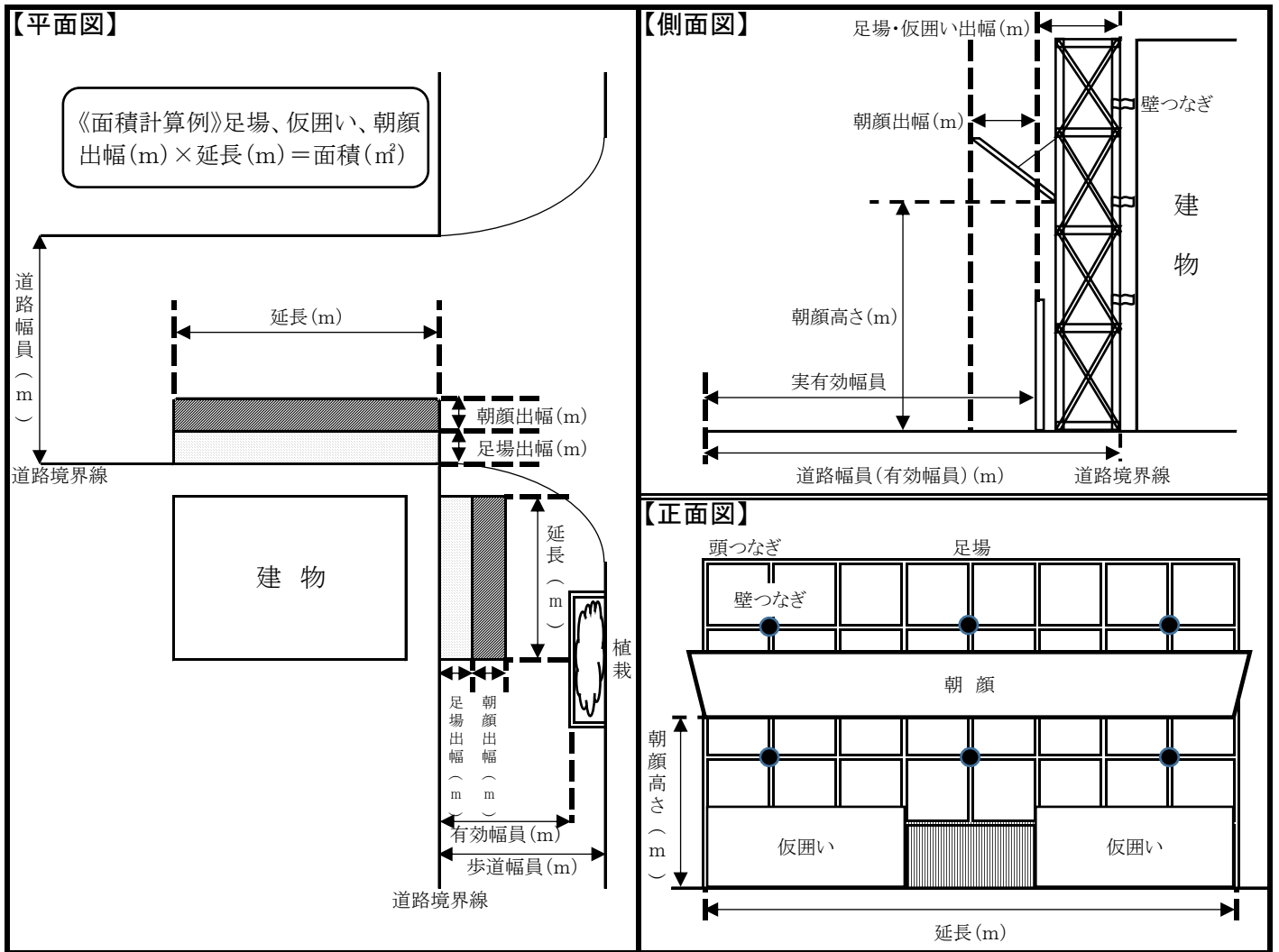
掛け出足場		朝顔(落下物防護用施設)	
車道に設置する場合	歩道に設置する場合	車道に設置する場合	歩道に設置する場合
出幅:1m以下 高さ:4.5m以上	出幅:1m以下 高さ:3m以上	出幅:必要な出幅 高さ:5m以上	出幅:必要な出幅 高さ:4m以上

《注意事項》

1. 仮囲いに設置する出入口の扉は、道路に面して外開きとしないこと。
2. 仮囲いには、法令の定め、または監督官公署の指示による表示および施行主、請負業者名の表示（必要最小限に限る）以外のものを掲出しないこと。
3. 仮囲いには、消火栓、マンホール等の操作、開閉に支障のないようにし、その位置を明示しておくこと。
4. 足場等には、付属物を設置しないこと。
5. 標識、街路灯、側溝、点字ブロック等の機能を妨げないこと。
6. 歩道等で有効幅員が1.5m以上確保できない場合は、道路・交通各管理者と協議すること。
7. その他、所轄警察署の指示に従うこと。

★設置基準内であっても、交通状況等の理由により、計画の変更を求める場合や許可できない場合があります。

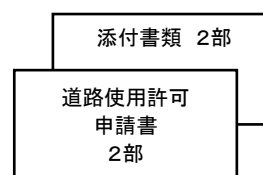
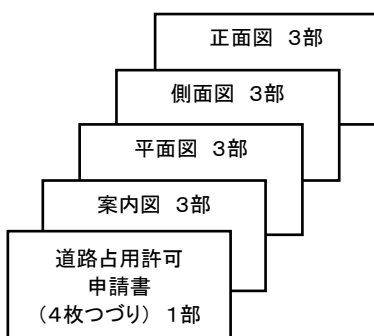
『添付図面 作成例』



『申請書類』

- 道路占用許可申請書(4枚つづり) 1部
- ・案内図、平面図、側面図、正面図 3部

- 道路使用許可申請書 2部
 - ・添付書類 2部
- (道路使用許可の添付書類については所轄警察署にご確認ください)



【お問い合わせ・申請先】

杉並区 都市整備部 土木管理課 占用係
東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号
電話 03-3312-2111 内線3403

(杉並区役所西棟4階)
受付時間 午前8時30分から午後5時まで